

[中 銀 つ な ぎ 住 宅 ロ ー ン 規 定]

ローン契約（以下「本契約書」という。）記載の保証会社（以下「保証会社」という。）の保証にもとづき、株式会社中国銀行（以下「銀行」という。）とローン契約（以下「この契約」という。）を締結した者（以下「借主」という。）が、銀行と行うローン取引は、本規定の定めるところによります。

第1条（手形と借入金債務）

借主は、借入金債務につき手形または貸金債権のいずれによって請求されても異議を述べません。

第2条（繰り上げ返済）

借主は、銀行了承のうえ、銀行所定の期日までに銀行に通知することにより、この契約による債務を繰り上げて返済できることとし、返済にあたっては借入要領に定めた計算による利息を支払うものとします。

第3条（利率の変更）

金融情勢の変化により、同種のローンの新規貸出利率が大幅に変更されるなど相当の事由がある場合には、銀行は借入要領記載の利率を一般に行われる程度のものに変更することができるものとします。

第4条（担保）

1. 担保価値の減少、借主または保証人の信用不安等の債権保全を必要とする相当の事由が生じた場合には、銀行からの請求により、借主は遅滞なくこの債権を保全しうる担保、保証人をたて、またはこれを追加、変更するものとします。
2. 借主は、担保について現状を変更し、または第三者のために権利を設定もしくは譲渡するときは、あらかじめ書面により銀行の承諾を得るものとします。銀行は、その変更等がなされても担保価値の減少等債権保全に支障を生ずるおそれがない場合には、これを承諾するものとします。
3. この契約による債務の期限の到来または期限の利益の喪失後、その債務の履行がない場合には、担保は、必ずしも法定の手続きによらず、一般に妥当と認められる方法、時期、価格等により銀行において取立または処分の上、その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず、この契約による債務の返済にあてることができるものとし、なお残債務がある場合には、借主は直ちに返済するものとします。また、この契約による債務の返済にあてた後、なお取得金に余剰の生じた場合には、銀行はこれを取立または処分前の当該担保の所有者に返還するものとします。
4. 借主の差し入れた担保について、事変、災害、輸送途中のやむをえない事故等銀行の責めに帰すことのできない事情によって損害が生じた場合には、銀行は責任を負わないものとします。

第5条（期限前の全額返済義務）

1. 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主はこの契約による債務全額について期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。借主にこの債務全額の返済義務が生じた場合には、銀行は保証会社に対してこの債務全額の返済を請求することになります。

保証会社が借主に代わってこの債務全額を銀行に返済した場合は、借主は保証会社にこの債務全額を返済することになります。

- ①借主が返済を遅延し、銀行から書面により督促しても、次の返済日までに元利金（損害金を含む）を返済しなかったとき。
- ②借主が住所変更の届出を怠るなど借主の責めに帰すべき事由によって銀行に借主の所在が不明となったとき。
- ③支払停止、破産、民事再生手続開始の申立てがあったとき。
- ④手形交換所（これに準ずる施設を含む）または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
- ⑤本項第3号および4号の他、債務整理に関して裁判所の関与する手続を申立てたとき、あるいは自ら営業の停止を表明したとき等、支払を停止したと認められる事実が発生したとき。
- ⑥預金その他銀行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が發送されたとき。

2. 次の各場合には、借主は、銀行からの請求によって、この契約による債務全額について期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。借主にこの債務全額の返済義務が生じた場合には、銀行は保証会社に対してこの債務全額の返済を請求することになります。

保証会社が借主に代わってこの債務全額を銀行に返済した場合は、借主は保証会社にこの債務全額を返済することになります。

- ①銀行に対する債務の一つでも期限に履行しなかったとき。
- ②銀行との取引約定の一つにでも違反したとき
- ③担保の目的物について差押または競売手続の開始があったとき。
- ④借主が銀行に対する預金、積金を銀行の承諾なく他に譲渡もしくは質入したとき。
- ⑤借主が死亡、その他一身上の変動を生じたとき。
- ⑥前各号のほか、借主の信用状態に著しい変化が生じるなど元利金（損害金を含む）の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき。

第5条の2（反社会的勢力の排除）

1. 借主ならびに保証人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- ①「暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 借主ならびに保証人は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとします
- ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為
 - ⑤その他前各号に準ずる行為
3. 借主または保証人が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、銀行が取引の継続を不適切と判断する場合には、借主は銀行から請求があり次第、銀行に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済するものとします。
4. 前項の規定により、借主または保証人に損害が生じても、銀行に何ら請求をしないものとします。また、銀行に損害が生じても、借主または保証人がその責任を負うものとします。

第6条（履行の請求の効力）

1. 銀行が保証人のうちの一人に対して履行の請求をしたときは、その効力は借主および他の保証人にも及ぶものとします。
2. 銀行が連帯債務者のうちの一人に対して履行の請求をしたときは、その効力は他の連帯債務者および保証人にも及ぶものとします。

第7条（銀行からの相殺）

1. 銀行は、この契約による債務のうち各返済日が到来したもの、または第5条若しくは第5条の2によって返済しなければならない債務全額と、借主の銀行に対する預金等の債権とをその債権の期限のいかんにかかわらず相殺することができるものとします。この場合、書面により通知するものとします。
2. 前項によって相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金の利率については、預金規定の定めによるものとします。ただし、期限未到来の預金の利息は、期限前解約利率によらず約定利率により1年を

365日とし、日割で計算するものとします。

第8条（借主からの相殺）

1. 借主は、この契約による債務と期限の到来している借主の銀行に対する預金等の債権とを、この契約による債務の期限が未到来であっても、相殺することができるものとします。
2. 前項によって相殺をする場合には、相殺計算を実行する日は借入要項に定める毎月の返済日とし、相殺できる金額、相殺に伴う手数料および相殺計算実行後の各返済日の繰り上げ等については別途合意するものとします。この場合、相殺計算を実行する日の1か月前までに銀行へ書面により相殺の通知をするものとし、預金その他の債権の証書、通帳は届出印を押印して直ちに銀行に提出するものとします。
3. 第1項によって相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金の利率については、預金規定の定めによるものとします。

第9条（債務の返済等にあてる順序）

1. 銀行から相殺をする場合に、この契約による債務のほか銀行取引上の他の債務があるときは、銀行は、債権保全上等の事由によりどの債務との相殺にあてるかを指定することができるものとします。
2. 借主から返済または相殺をする場合に、この契約による債務のほか銀行取引上の他の債務があるときは、借主はどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができるものとします。なお、借主がどの債務の返済または相殺にあてるかを指定しなかったときは、銀行が指定することができるものとします。
3. 借主の債務のうち一つでも返済の遅延が生じている場合などにおいて、前項の借主の指定により、債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、銀行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況を考慮してどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができるものとします。
4. 前2項によって銀行が指定する借主の債務については、その期限が到来したものとします。

第10条（第三者による弁済）

借主は、第三者による弁済申出があった場合に、借主の意思に反しないものとして取り扱うことに同意します。

第11条（代り証書等の差し入れ）

事変、災害等銀行の責めに帰すことのできない事情によって証書その他の書類が紛失、滅失または損傷した場合には、借主は、銀行の請求によって代り証書等を差し入れるものとします。

第12条（印鑑照合）

銀行が、この取引にかかる諸届その他の書類に使用された印影をローン契約書に押印の印影または返済用預金口座の届出印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取り扱ったときは、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために

生じた損害については、銀行は責任を負わないものとします。

第13条（費用の負担）

次の各号に掲げる費用は、借主が負担するものとします。

- ① 抵当権の設定・抹消・移転または変更の登記に関する費用。
- ② 担保物件の調査または取立もしくは処分に関する費用。
- ③ 借主または保証人に対する権利の行使または保全に関する費用。

第14条（届出事項）

1. 氏名、住所、印鑑、電話番号その他銀行に届け出た事項に変更があったときは、借主は直ちに銀行に書面で届け出るものとします。
2. 借主が前項の届出を怠る、あるいは銀行からの通知を受領しないなどの借主の責めに帰すべき事由により、銀行が行った通知または送付された書類等が延着し、または到着しなかった場合には、通常到着すべき時に到着したものとします。
3. 第1項の届出の前に生じた損害については、銀行に故意または過失のある場合を除き、銀行は責任を負わないものとします。

第15条（報告および調査）

1. 借主は、銀行が債権保全上必要と認めて請求した場合には担保の状況ならびに借主および保証人の信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供するものとします。
2. 借主は、担保の状況、または借主もしくは保証人の信用状態について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれのあるときは、銀行に報告するものとします。

第16条（保証）

1. 保証人は、借主がこの契約によって負担するいっさいの債務について、借主と連帯して保証債務を負い、その履行については、この契約に従うものとします。
2. 保証人は、借主が銀行に対して相殺権、取消権または解除権を有するときであっても、保証債務の履行を拒絶しないものとします。
3. 保証人は、銀行が必要と認めるときは担保もしくは他の保証を変更、解除しても免責を主張しないものとします。
4. 保証人がこの契約による保証債務を履行した場合、代位によって銀行から取得した権利は、借主と銀行との間に、この契約による残債務または保証人が保証している他の契約による残債務がある場合には、銀行の同意がなければ、これを行使しないものとします。
5. 保証人が借主と銀行との取引について、ほかに保証をしている場合には、その保証は、この保証契約により変更されないものとし、また、ほかに限度額の定めのある保証をしている場合には、その保証限度額にこの保証の額を加えるものとします。

保証人が借主と銀行との取引について、将来ほかに保証した場合にも同様とします。

第17条（通知等）

銀行からの借主に対するこの契約に関する連絡・通知は、借主が複数の場合は、借主の

いずれか一方に対してすることにより、借主全員に対してなされたものとします。

第18条（団体信用生命保険）

1. 借主は、この債務を担保するために銀行が借主を被保険者とし、銀行または保証会社を保険契約者ならびに保険金受取人とする団体信用生命保険契約を締結することに同意します。なお保険料は銀行の負担とします。
2. 借主は前項の保険契約に定める保険事故が発生したときは速やかに銀行に通知し、銀行の指示に従うものとします。
3. 銀行が団体信用生命保険契約を締結するために借主の同意を要する必要があるときは、銀行の要求があり次第直ちに必要な書類を作成することに協力するものとします。
4. 保険金額は、この債務の金額を基準とし、その算定は銀行所定の算出方法によるものとします。
5. この団体信用生命保険が成立した後に、万一借主に保険事故が発生したときは、この債務について銀行から通知催告等の手続を要せず当然期限の利益を失い、直ちに弁済義務が発生するものとします。
6. 借主に関する保険事故により銀行がその保険金を有効に受領したときは、この債務は当該受領分についてのみ消滅するものとします。
7. 借主の保証人または保証会社が銀行に借入金全額を代位弁済した場合は、これにより本保険契約の被保険者資格を当然に喪失することに同意します。
8. 第5条の定めるほか、次の各号の一つにでも該当した場合には、銀行の請求によってこの債務について期限の利益を失い、直ちに全額を弁済するものとします。借主にこの債務全額の返済義務が生じた場合には、銀行は保証会社に対してこの債務全額の返済を請求することになります。

保証会社が借主に代わってこの債務全額を銀行に返済した場合は、借主は保証会社にこの債務全額を返済することになります。

①借主が本条第1項に定める同意を撤回し、または必要な書類を作成することに協力しないために保険契約が締結できないとき。

②借主の団体信用生命保険約款違反、その他借主の責めに帰すべき事由により、保険金が支払われないことが明らかになったとき。

第19条（債権回収会社への委託）

銀行は、借主に対して有する債権の管理・回収業務を、「債権管理回収業に関する特別措置法」に基づき法務大臣より営業許可を受けた債権回収会社に、委託することができるものとします。

第20条（管轄裁判所についての合意）

この契約に基づく取引に関して争訟の必要を生じた場合には、借主は、銀行本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第21条（成年後見人等の届け出）

1. 借主は、借主または保証人について家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開

始された場合および任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を当行所定の書面により銀行に届け出るものとします。また、借主の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に届け出るものとします。

2. 借主は、借主または保証人がすでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前項と同様に届け出るものとします。
3. 借主は、本条第1項および第2項の届出事項に取消しまたは変更があった場合にも、同様に届け出るものとします。
4. 銀行が相当の注意をもって意思能力を確認し、借主または保証人が行為能力者であると認めて取引したときは、本条第1項から第3項に定める届出の前に生じた損害は、借主の負担とします。

第22条（保証人への情報提供義務）

借主は、保証人から銀行に対して請求があったときは、銀行が委託を受けた保証人が否かにかかわらず、当該保証人に対し民法458条の2所定の情報（主たる債務の元本および主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他債務に従たるすべてのものについて不履行の有無ならびにこれらの残額およびそのうち弁済期が到来しているものの額）を提供することに予め同意するものとします。

第23条（規定の変更）

銀行は、本規定を、借主の利益に適合する場合、並びに、法令の変更、システムの更改、金融情勢その他諸般の状況の変化等その他相当の理由があると認められる場合に変更することができます。この場合、事前に、本規定を変更する旨、変更後の規定の内容および効力発生日を銀行のホームページに掲載する方法その他の適宜の方法により周知することとし、効力発生日以降は、変更後の規定にしたがい取扱うものとします。ただし、借主の利益に適合する場合の本規定の変更にかかる周知については、変更の効力発生日と同時または事後に行う場合もあります。